

## 令和7年度 定額減税補足給付金（不足給付）について

令和6年度の定額減税に関して、減税しきれなかった分を補う『補足給付金（不足給付）』を支給します。対象と思われる人に8月下旬に確認書を発送しました。確認書が届いた人は、必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

■提出期限 10月31日（金） 当日消印有効

### ■補足給付の対象となる人

下表のいずれかに該当する人 ※個別の該当可否については、電話やメールでの回答はできません。

確認書が届いた人	令和6年度の調整給付に不足があったと見込まれる人へ、確認書を送付しています。
確認書は届いていないが、対象と思われる人 ※右記の条件にすべて該当する場合は、申請が必要です。申請書は町民福祉課、公民館、図書館で配布、または町ホームページからダウンロードできます。	①所得税・住民税が定額減税前の税額で0円 ②扶養親族の対象外 ③『低所得世帯向け給付金（令和5年度、6年度実施の給付金）』の対象でない ※青色事業専従者、事業専従者（白色）など、税制度上扶養から外れる人も該当する可能性があります。
内閣府が定める特例に該当する人	令和5年、6年の所得状況により、扶養の扱いが変わった人などが対象になる場合があります（支給額は最大3万円）。

### ■提出先・問合せ先

◇提出先 定額減税補足給付金窓口（町役場1階保健室）

◇問合せ先 田布施町不足額給付金コールセンター ☎ 0570-022-095

### < 詐欺にご注意ください >

町や国が次のようなお願いをすることは絶対にありません。

・ATMの操作を依頼する ・手数料の振込を求める ・メールでURLをクリックさせる

※不審な連絡があった場合は、家族や警察に相談しましょう。

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに支給要件を満たす人には、9月初旬ごろに日本年金機構から請求手続きの案内が送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入して提出してください。

なお、令和6年度に年金生活者支援給付金を受給している人で、令和7年度も支給要件をみたす場合、手続きは原則不要となります。

### ■対象者

◇**高齢基礎年金を受給している場合**

- ・65歳以上
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・前年の年金収入金額とその他の所得額の合計が約89万円以下

※すべての要件を満たしている必要があります。

◇**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合**

- ・前年の所得額が約472万円以下

### ■問合せ先

給付金専用ダイヤル

☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

◇**受付時間**

- ・月曜日：午前8時30分～午後7時
  - ・火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
  - ・第2土曜日：午前9時30分～午後4時
- お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。